

## 町からのお知らせ

**ねこの管理とマナーの徹底のお願い**

最近、ねこに関する苦情・相談が多く寄せられています。ねこの飼い主は、周辺の環境に応じた適切な飼い方で、近隣住民に迷惑を及ぼさないようにしましょう。

①感染症の防止、交通事故などの不慮の事故の防止など、ねこの健康と安全なためにも、室内で飼うよう努めましょう。

②室内で飼うことができない（外へ出してしまう）場合は、不妊去勢などの繁殖制限を行い、頻繁な鳴き声などによる騒音やふん尿などの放置により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないようにしましょう。

③動物は命あるものです。飼い主は家庭動物などの習性をよく理解し、愛情をもつて扱うとともに、一生面倒を見るようお願いします。

※野良ねこに、エサをやり続けても飼い主のいない不幸なねこを増やすだけでなく、ふん尿などで近隣住民にも迷惑をかけることとなります。

**問 税務住民課 生活環境係**

**☎ 0968・86・5723**

**住民課 税務住民係**

**☎ 0968・34・3111**

**下久井原区に  
自主防災設備を整備  
しコミュニティ助成事業へ**

下久井原区は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用して、自主防災組織活動に必要な設備（ヘルメット、投光器、発電機、トランシーバー、テントなど）の整備を行いました。

このコミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの助成金で実施されるものです。

今後の下久井原区の自主防災活動の充実に期待します。

**問 総務課 消防交通係**

**☎ 0968・86・5720**



## イノシシの被害防止対策に取り組んでみませんか？

**問 農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111**

・対策を行う際には順番がある。①集落のみんなで学習する②守れる集落・田畑づくり③柵などによる囲いや追い払い④個人でできない対策（捕獲や行政支援など）の順番に行う。

・鳥獣にとってのエサは、収穫前の農作物などの「食べたら人が腹を立てるエサ」と、人為的に捨てられた生ごみや収穫見込みのない放任果樹などの「食べても人が腹を立てないエサ」の2種類ある。

・守れる田畑・集落づくりでは、まず集落点検の結果を踏まえ「腹を立てないエサ」を除去する。

・対策は、「地域ぐるみ」で取り組み、各個人ができることから始める。

・イノシシをゼロにすることは不可能であるが、人里に出没させないようにすることは「地域ぐるみの取り組み」で可能となる。

**自分たちの地域でやってみたいという人は、お気軽にお問い合わせください。**

板楠小原集落のイノシシの被害対策の取り組みを紹介します。

**事業名** えづけSTOP！鳥獣被害対策事業

**事業実施年度** 令和元年度

**事業費** 300,000円（熊本県より全額補助）

**実施団体** 板楠小原集落（代表 井嶋 真守さん）

有害鳥獣（イノシシ）による農作物や農地などへの被害を受けていたため、この事業でまず「野生鳥獣を寄せつけない集落づくり」に取り組みしました。

**【取組内容】**

学習会の開催、集落の点検、緩衝帯整備、防護柵の設置など

**【事業に取り組んで感じたこと】**

・鳥獣被害が激化した原因は「餌付け」であり、「餌付け」は「潜み場」と「エサ」が揃うと加速する。

## 町からのお知らせ

### 新型コロナウイルス感染症から身を守るために

**問 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724**

また、このアプリを使用する際は、端末のBluetooth機能を「常時ON」にしておく必要があります。

アプリのインストールは任意ですが、利用が増えることで感染拡大防止につながることが期待されています。次のQRコードからインストールできます。ぜひご活用ください。



### 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしましょう！

このアプリは、感染者と接触した可能性がある場合に、通知を受け取ることができるスマホアプリです。

ただし、感染者がアプリ内で「陽性者である」と登録をしなければ通知を受けることはありません。

### 病院を受診するときの注意

- ・発熱などの症状が生じた場合：直接医療機関を受診することは控え、まずはかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に電話で相談する。
  - ・相談する医療機関を迷う場合：「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」に相談する。
- 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口
- ☎ 096・300・5909**

## 年の途中で土地・建物の利用状況を変更したとき

**問 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723**

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・建物の利用状況（用途）に応じ、所有者に課税されます。

年の途中で土地・建物の利用状況を変更した場合、翌年からの評価額や課税標準額が変わる可能性があります。

このような場合、適正な課税を行うため必ず税務住民課または住民課までご連絡ください。

なお、これらの利用状況の変更について、法務局に登記を行った場合は、同課への連絡は不要です。

**連絡が必要な用途変更例**

- 1 家屋を解体した場合（一部取壊しも含みます）。
- 2 登記を行わない家屋の新築・増築をした場合
- 3 家屋の用途を変更した場合
- 4 土地にソーラーパネルを設置した場合
- 5 山林や原野を整地して空き地や駐車場、資材置き場にした場合